

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月22日（平成28年（行個）諮問第188号）

答申日：平成29年7月10日（平成29年度（行個）答申第61号）

事件名：本人に係る特定事業場の賃金台帳（平成23年特定月分）等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

下記の2文書に記録された保有個人情報（以下、それぞれ「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象保有個人情報1を特定しなお不開示とすべきとしていることについては、本件対象保有個人情報1を開示すべきであり、本件対象保有個人情報2は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとしていることについては、本件対象保有個人情報2を不開示としたことは妥当である。

文書1 平成23年特定月分の特定事業場の賃金台帳

文書2 平成23年特定月契約分の特定個人の契約書

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月22日付け岩労発基0722第1号により岩手労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

（前略）

岩手県には、平成17年から住んでおりますが、低賃金の上、未払い事業所が相次ぎ、前回からまだ問題の解決をみないまま日が過ぎております。一日も早い解決を願っており、10月に、岩手県開催の調停相談が行われる事になったので、先駆けて、特定労働基準監督署に未払い事業所の情報開示を求めた所、不開示の通知が届きました。

（中略）

私は、特定会社が私に着せられた汚名を（恐喝，盗人，人格に関して）晴らしたいのです。そして，私に23年もの長い間行ってきた殺戮行為，危害，損害，誹謗中傷などに対する償いを負わせたいです。そして，普通の人間として，普通の生活を送りたいのです。只それだけのささやかな願いです。何卒，この請願を叶えて下さるようお願い申し上げます。その為に今，懇願の審査請求をぜひとも受理して頂き，情報開示が可能になるようにお取り計らいをお願い致したく，ここに重ねてお願い申し上げます。

## （2）意見書

（前略）

特定事業場を辞めてから，筋弛緩剤の後遺症で，3カ月程寝込み，その後から3月分の請求を電話でした所「支払いした」との回答があり，特定労働基準監督署に相談を持ち掛けましたがAと言う担当官に「印鑑を3月分に押してあるのでどうにもなりません」と言われ，私の見た事のない3月分の賃金支払い表のコピーをようやく1枚だけ貰いました。

その後の対応は，けんもほろろの対応でした。ですからこの時点では特定労働基準監督署には資料はありました。事情を話しても「見せられない」と言うばかりでした。担当官が善悪の知覚力の欠如の結果不開示となりました。

憲法16条の【請願権】の通り，こうして何度も何度も請願しております。開示を認定される事によって，やっと人間としての尊厳が認められる事になりますので，是非とも開示の許可を平身低頭して懇願いたします。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は，審査請求人である開示請求人（以下，第3において「請求人」という。）が平成28年7月4日付け（同月8日受付）で行った法12条1項の規定に基づく「平成23年特定月分の特定事業場の賃金台帳（文書1），平成23年特定月契約分の特定個人の契約書（文書2）」の開示請求に対し，処分庁が平成28年7月22日付け岩労発基0722第1号により行った不開示決定（原処分）を不服として，同年10月5日付け（同月11日受付）をもって提起されたものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分は本件対象保有個人情報情報を保有していないとして，法18条2項の規定に基づき不開示としたところであるが，それぞれ以下のとおりと考える。

（1）文書1については，請求人に係る「平成23年特定月分の特定事業場の賃金台帳」を新たに本件対象保有個人情報1として特定した上で，当

- 該保有個人情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号の不開示情報に該当することから、結論として原処分を維持することが妥当である。
- (2) 文書2について、諮問庁としては、本来であれば、法12条1項に規定する請求人を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とすることが適当であったと判断する。

しかしながら、本件の場合、本件対象保有個人情報2を保有していないことを明らかにしてしまっているものであり、改めて原処分を取り消す意味はなく、原処分は結論において妥当であることから、これを維持すべきである。

### 3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、仮に存在するとすれば、特定事業場より収集した請求人に係る平成23年特定月分の賃金台帳及び平成23年特定月契約分の特定個人の契約書である。

#### ア 文書1の保有について

処分庁においては、原処分では、文書1に係る対象保有個人情報を保有していないとしていたが、本件審査請求を受けて諮問庁が改めて調査を指示したところ、特定労働基準監督署において特定事業場より収集した請求人に係る賃金台帳を保有していることが確認されたため、これを本件対象保有個人情報1として特定すべきと判断した。

#### イ 文書2について

法12条1項では、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定されているところ、本件開示請求において、文書2については、請求人は請求人以外である特定個人に係る保有個人情報を対象として開示請求を行ったものであり、当該保有個人情報は法12条1項に規定する請求人を本人とする保有個人情報には該当しないため、不開示とすべきものである。

- (2) 不開示情報該当性について

文書1は、上記(1)アのとおり、特定労働基準監督署において特定事業場より収集した賃金台帳であるところ、当該文書には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、当該文書が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、当該文書は、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を

前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、当該文書が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務及び取締事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、当該文書は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### 4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「私に着せられた汚名（恐喝、盗人、人格に関して）を晴らしたいのです。」等と主張してその開示を求めているが、本件対象保有個人情報不開示情報該当性等については、上記3で述べたとおりであるため、請求人の主張は認められない。

#### 5 結論

以上のとおり、結論において原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                   |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成28年12月22日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 平成29年1月19日  | 審議                |
| ④ | 同月25日       | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年6月1日      | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月6日      | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成23年特定月分の特定事業場の賃金台帳（文書1）及び平成23年特定月契約分の特定個人の契約書（文書2）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、改めて調査したところ、本件対象保有個人情報1については、保有していることが判明したが、その全

部が法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、本件対象保有個人情報2については、審査請求人以外である特定個人に係る保有個人情報を対象として開示請求を行ったものであり、当該保有個人情報は法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないため、原処分は結論において妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報1を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性及び本件対象保有個人情報2の保有個人情報該当性について、以下、検討する。

## 2 本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性について

諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、文書1には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されていると説明する。

当審査会において見分したところ、当該文書には、平成23年特定月における審査請求人の労働日数、基本賃金及び所定時間外割増賃金等が記載されており、これらの情報は、特定事業場の内部管理等に関する情報であると認められるものの、賃金台帳は、労働基準法及び同法施行規則によりその作成が義務づけられており、その記載項目も法定されている上、記載されている内容が、審査請求人が審査請求書の添付資料として提出している審査請求人の平成23年特定月の給料支払明細書に記載されている情報と同じであると認められることから、既に審査請求人が承知しているものと認められる。

このため、本件対象保有個人情報1を開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、本件対象保有個人情報1は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

## 3 本件対象保有個人情報2の保有個人情報該当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1）イ）において、本件対象保有個人情報2については、審査請求人は審査請求人以外である特定個人に係る保有個人情報を対象として開示請求を行ったものであり、当該保有個人情報は法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求めている保有個人情報、平成23年特定月契約分の特定個人の契約書（文書2）に記録された保有個人情報であり、審査請求人以外の特定個人の契約書に審査請求人の保有個人情報が記録されていることは、通常あり得ないことから、本件対象保有個人情報2は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと判断したものである。

イ なお、通常、特定個人の賃金台帳や契約書を特定労働基準監督署において保有することはないが、本件審査請求を受けて、諮問庁が、特定労働基準監督署内の事務室、書庫等の探索を行かせたところ、特定労働基準監督署が、特定事業場に対して行った臨検監督の際に入手した資料が編てつされたファイルの中に審査請求人の賃金台帳が存在していた。

上記探索の際には、併せて特定個人の契約書の探索も行っているが、特定事業場に対して行った臨検監督の際に入手した資料が編てつされたファイルや特定労働基準監督署内の事務室、書庫等において、特定個人の契約書を確認することはできなかった。

(3) 特定労働基準監督署内の事務室、書庫等の探索を行った結果、審査請求人の賃金台帳を保有していることを確認したが、特定個人の契約書を確認できなかったとする諮問庁の上記(2)の説明は是認せざるを得ず、これを覆すに足る事情も認められないことから、岩手労働局において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報2の保有個人情報該当性について判断するまでもなく、本件対象保有個人情報2を不開示としたことは妥当である。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象保有個人情報1を新たに特定し、その全部を法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とすべきとしていることについては、本件対象保有個人情報1は、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、岩手労働局において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報2を不開示としたことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子